

「金融・資産運用特区」の目的

- ✓ 「金融・資産運用特区」では、金融サービスや資産運用セクターの発展に向けて、資産運用業の改革にとどまらず、**魅力的なビジネス・生活環境を整備し、金融・資産運用業を特定地域へ集積**させるとともに、国内外の投資資金を呼び込みながら、**地域の産業・企業が発展しやすい環境を整備**していく。

「金融・資産運用特区」の対象地域

- ✓ 2024年1月より、金融庁において対象地域や国への提案を募集し、応募のあった以下の4地域すべてを対象地域として決定予定。今後、各地域と協働しながら、着実に取組みを進めていく。

① **北海道・札幌市** : GXに関する資金・人材・情報を集積し、GX金融・資産運用特区を実現

② **東京都** : 国際金融センターとしての環境を一層整備し、日本・アジアのサステナブルファイナンスやスタートアップの育成を推進

③ **大阪府・大阪市** : 海外投資を呼び込みながら、スタートアップ等によるイノベーションの実現を推進

④ **福岡県・福岡市** : アジアのゲートウェイとして金融機能を強化し、福岡・九州のスタートアップ等を育成

「金融・資産運用特区」の概要②（主な取組み）

国の取組み

<国内外の金融・資産運用業者の集積>

- 全国措置
- 地域限定措置

- 資産運用業における**ミドル・バックオフィス業務の外部委託**の促進
- **行政手続の英語対応** ①資産運用業の登録手続等（英語対応を行う拠点を東京以外の3地域にも拡充）
②開業手続き（商業登記/社会保険/入管関連）
- スタートアップへ投資する**外国人投資家向け在留資格**の創設
- **外国人銀行口座の開設支援**

<金融・資産運用業者等による地域の成長産業の育成支援>

- 銀行による**GX関連事業に対する出資規制**の緩和
- 銀行グループの投資専門子会社による**スタートアップ出資規制**の緩和
- プロ向けの**ベンチャー・ファンドへ出資可能な投資家に関する規制**の緩和

<成長産業（GX・スタートアップ等）自体の振興・育成>

- 水素の社会実装に向けた**圧縮水素の貯蔵上限**の緩和
- 高度人材ポイント制度を活用した**海外人材（GXやフィンテック等）の受け入れ促進**

取地域の取組み

- **自治体における英語対応**の拡充（英語によるワンストップ窓口の整備・拡充、自治体の行政手続きの英語対応）
- 国内外の金融・資産運用業者等に対する**税財政面での支援**（地方税の減免、創業・拠点設立に係る補助金等）
- **資金の提供者と投資対象先をマッチング**させるための各種支援（ビジネス・マッチングイベントの開催等）

金融・資産運用業等にとって魅力ある環境の実現に向けて、**自治体・関係省庁との連携の下、継続的に取組みを見直し・拡充**していく。